

# 「甌3村法定協 設置へ同一請求

## 住民ら知事にきょう確認

上甌、下甌、鹿島の甌島三村民でつくる「こしきの明日を考える会」（春田正親代表）は八日、三村での法定合併協議会設置を求め同時に住民発議する「同一請求」の手続きを始める。代表者らが同日県庁に出向き、それぞれの請求が同一内容であることの確認を須賀龍郎県知事に求める。

各村の代表者は下甌が元助役春田さん（六八）、上甌が漁業山本栄記さん（四五）、鹿島が元村議中野次男さん（七五）。

三村は現在、川薩地区法定合併協（川内市など九市町村）で協議中。下甌村は海越え合併をめぐる村長の辞職や村議リコールなど半年余りも揺れ続け、村長と議会のねじれを解消。同法定協に加入している。春田代表は同一請求に踏み切る理由を「これまで協議は対等合併とはいえない。海越えには無理があったのは明らか。甌島内での合併が望ましい」と話した。知事の確認後、本請求には各村の有権者それぞれ五十分の一以上の署名が必要で、早ければ十日にも署名活動を始めるという。同一請求は、必要な署名を集めれば首長の判断にかかわらず議会に付議しなければならない。すべての議会が可決すれば、法定協が設置される。同会は七日夜、下甌村手打で住民説明会を開いた。

## 第11回協議会（H15.12.11）

### 職員の身分取扱いと新市地域情報化計画案など承認

第11回協議会は、平成15年12月11日、川内市内で開かれ、先に提案されていた「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」などについての調整方針と新市地域情報化計画案の計17件が承認された。関係市町村の一般職の職員の身分は、合併特例法によりすべて新市の職員として引き継ぐこととした。

#### ●協議概要

会議は、17件の議案と5件の報告事項が協議された。

「学校教育事業について」では、学校給食会計について合併時に私会計に統一するとする調整方針案に対し、公会計のほうがよいのではないかとの意見があったが、7市町村が私会計方式であることと、公会計に統一すると各市町村の給食運営上、急激な調整が必要となることから、当面、各センターや調理場単位で運営できる私会計を選択したことが説明された。

「その他事業（企画関係）について」では、定住促進策に係る調整方針案について現状の定住促進策は市町村ではばらつきがあり、周辺部の過疎化を抑制するために現行制度を残せないものかという要望があった。協議検討した結果、現行の定住促進策について16年度はそのまま継続し、17年度以降の新市の定住促進策は現行制度を廃止し地域指定を考慮した新たな制度を16年度中に策定する方針とすることが説明された。

「新市地域情報化計画案について」では、地域情報化の具体的施策で「電子投票システム導入の検討」を新規に追加したこと、「電子入札調達システム導入の検討」「自動交付機設置の検討」を「調査検討」から「実施予定」に変更したことなどの修正点について説明があり、17件の議案については原案のとおり承認された。

報告事項では、「合併協定項目H（一部）群の協議状況について」の報告があり、議会議員の定数及び任期について、下甌村から、合併後6カ月の在任特例の適用、特例適用後の一般選挙からは選挙区を設置しないことと、議員報酬の額は持ち寄り額とし特例適用後は川内市の例により調整するという要望が出されたことが報告された。祁答院町からは、

同じように在任特例を適用し、報酬は持ち寄り額とすることで協議の再依頼が出ていること、川内市からは、定数特例を採用することは了承するが、本土の選挙区と甑の選挙区の2選挙区とし、また、定数特例の44人をできるだけ減らす努力をされたいという意見が出されたことが報告された。

また、各市町村住民説明会について、平成16年1月19日から2月7日まで、延べ20日間にわたり62会場で開催予定であること、住民説明会資料について全世帯に資料を配布する予定であることが報告された。

一部事務組合については、薩摩郡東部衛生処理組合の入来町分と祁答院町分は新市の直轄方式で、川薩地区介護保険組合についても衛生処理業務と同じ新市の直轄方式で協議を進めることになっていた。また、川内地区消防組合と祁答院地区消防組



合併協定項目の解説などあった祁答院町の住民説明会  
—19日夜

南日本新聞 H16年1月20日付朝刊)

祁答院皮切り  
説明会始まる  
川薩地区協

川薩地区法定合併協議  
会川内市など九市町村)  
は十九日、昨年末まで  
まどめた新市の青写真に  
ついて構成市町村主催の  
住民説明会を始めた。二  
月十九日に予定する合併

協定書への調印式へ向  
て、同月七日まで六十二  
会場が開く。

初日の会場は祁答院町  
の木場、矢立、浦地区の  
住民が対象で約五十人が  
参加した。今村松男町長  
は「四十六の協定項目は  
すべて承認された。自身  
は煮詰まってきた。新市  
目標の十月十二日に新市  
誕生の運びとなるようお  
願いたい」と理解を求  
めた。

町職員が協定項目やま  
ちづくり計画の概要など  
を説明。住民からは消防  
団や農業振興、金融機関  
の問題など生活に密着し  
た分野の質問や要望が相  
次いだ。「あくまで対等  
合併。川内市の吸収合併  
の状況とならないよう  
してほしい」などと訴え  
る住民もいた。

合に関わる消防業務については、新市の直轄方式として協議を進めることが、平成15年10月1日、薩摩東部地区合併協議会との首長会議等で合意されていた。しかし、12月10日の薩摩東部地区合併協議会で提案された一部事務組合に関わる調整方針が、すべての一部事務組合について継続を含む三択方式となっていること、消防業務については、12月6日に開催された薩摩東部地区3町長の会議の意見集約の報告として、平成15年2月28日以来、約10カ月間の管理者の基本方針であった新町の直轄方式から一転して、一部事務組合の継続の方向で調整したいという電話連絡があったこと、12月17日に薩摩東部地区の組合管理者でもある薩摩東部地区合併協議会会長が住民説明会の動向、あるいは三択方式になった経緯等の説明を行う予定であることが報告された。また、串木野樋脇清掃組合については、樋脇町分のごみ処理を串木野市側に委託方式にするか、新市直轄方式にするかの協議が、今後も続けられることが説明された。

上野一誠委員からは「薩摩郡東部衛生処理組合について直轄方式という判断をされているが、17日に方針転換の説明があった場合、その説明を受けて、直轄でやるか継続でやるかの判断は変わるのか。24日に協議会としても最終的な判断をしなければいけない。そうすると議会としても、薩摩郡東部衛生処理組合の動きをもっと見極める必要がある。24日までにどうなるのか」との質問があり、森卓朗会長が「今までの結論を変更するから、もう一度話し合いをしてください、と言われた場合でも、ここに来て、やり変え、やり直しというのは、どうもできそうにない。毅然とした態度で臨まざるを得ない」と回答した。

# 第12回協議会 (H15.12.24)

## 新市の名称は「薩摩川内市」に決定

川薩地区の合併後の新市の名称は「薩摩川内市」。平成15年12月24日に開かれた第12回協議会で決定した。

森卓朗会長は「新市名称を決定していただいたが、まだ合併に向けて大きな山があるので、委員の心をひとつにして合併してよかったと言われる新市にしたい」と語った。

このほか、先に提案されていた「議会議員の定数及び任期の取扱い」「一部事務組合の取扱い(その2)」など調整方針4件と新市まちづくり計画を承認し、これですべての合併協定項目の審議を終えた。

# 新市は「薩摩川内市」

## 第12回川薩地区法定合併協議会



新市名称を薩摩川内市と決めた協議会

同日定協は川内市、樋町村が検討書を報告。協議会では、川内市、樋町村、入来町、東郷町、下郷村、鹿島村の九市町八村で構成。人口約十五万五千八百八十三人、面積約六百八十三平方メートル。合併期日は〇四年十月十二日を目標にしている。

新市名称は「薩摩川内市」(以下「新市」と記す)とする。定数特別法に基づき、合併後四年間は定数四十四人とし、旧市(薩摩川内市二川薩一、樋町村四、入来町、東郷町)の五市町について各

### 合併刻々

## 川薩法定協

# 2月19日に調印式

## 県初、協定項目の承認終了

川薩地区法定合併協議会は十四日、川内市で第12回協議会を開いた。新市名称を薩摩川内市と決めた。議員定数や一部事務組合の扱い、まちづくり計画を承認し、県内法定協のトップを切り、四十六の合併協定項目すべての審議を終えた。二〇〇四年一月十九日に行われる住民説明会を十二回開き、二月十九日に合併協定書の調印式を行う予定。

三人、上郷、下郷村各一人、里、鹿島村各一人。議員報酬は川内市の額を基準に合併時まで調整。議場は現在の川内市議会議堂を使う。

一部事務組合の衛生処理と介護業務、新市の道庁方式で協定する方針。薩摩川内市、入来町、東郷町、下郷村、鹿島村の九市町八村で構成。人口約十五万五千八百八十三人、面積約六百八十三平方メートル。合併期日は〇四年十月十二日を目標にしている。

からは慎重な意見も出された。山があるだろうが、合併してよかったと思えるよう慎重に審議したいと注いできた。

ただ、消防団の指揮命令系統のときに「併せて調整」と方針だけを示し、結論を先送りの項目も多く、協議が具体化するにつれて十分な情報提供がない。互に不満を漏らす声が増え、住民説明会の手続が進行し、協議会の審議が滞り、川内市、樋町村、入来町、東郷町、下郷村、鹿島村の九市町八村で構成。人口約十五万五千八百八十三人、面積約六百八十三平方メートル。合併期日は〇四年十月十二日を目標にしている。

## 枠組みに反発も

### 説明会

来月から市を除き、下郷村を加えた形で七月に発足、月二回の協議会を始める。川内市、樋町村、入来町、東郷町、下郷村、鹿島村の九市町八村で構成。人口約十五万五千八百八十三人、面積約六百八十三平方メートル。合併期日は〇四年十月十二日を目標にしている。

川内市、樋町村、入来町、東郷町、下郷村、鹿島村の九市町八村で構成。人口約十五万五千八百八十三人、面積約六百八十三平方メートル。合併期日は〇四年十月十二日を目標にしている。

南日本新聞 H15年12月25日付朝刊

合併協定項目(46項目)の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期
1	合併の方式	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)
2	合併の期日	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)
3	新市の名称	第10回協議会(H15.11.26)	第12回協議会(H15.12.24)
4	新市の事務所の位置	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)
5	財産の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)	第12回協議会(H15.12.24)
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)	第12回協議会(H15.12.24)
8	地方税の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)
9	一般職の職員の身分の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)	第11回協議会(H15.12.11)
10	特別職の身分の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)	第11回協議会(H15.12.11)
11	条例、規則等の取扱い	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)
12	事務組織及び機構の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)
13	一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)
	一部事務組合等の取扱い(その2)	第9回協議会(H15.11.13)	第12回協議会(H15.12.24)
14	使用料、手数料等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)
15	公共的団体等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)
16	補助金、交付金等の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)
17	町名・字名の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)
18	慣行の取扱い	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)
19	国民健康保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)
20	介護保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)
21	消防団の取扱い	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)
22	自治会・行政連絡機構の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)
23-1	男女共同参画事業	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)
23-2	友好都市・国際交流事業	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)
23-3	電算システム事業	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)
23-4	広報広聴関係事業	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)
23-5	消防防災関係事業	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)
23-6	交通関係事業	第8回協議会(H15.10.24)	第11回協議会(H15.12.11)
23-7	窓口業務	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)
23-8	保健衛生事業	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)
23-9	環境衛生事業(その1)	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)
	環境衛生事業(その2)	第9回協議会(H15.11.13)	第12回協議会(H15.12.24)
23-10	障害者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)
23-11	高齢者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)
23-12	児童福祉事業	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)
23-13	生活保護事業	第9回協議会(H15.11.13)	第11回協議会(H15.12.11)
23-14	その他の福祉事業	第9回協議会(H15.11.13)	第11回協議会(H15.12.11)
23-15	農林水産関係事業	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)
23-16	商工・観光関係事業	第8回協議会(H15.10.24)	第11回協議会(H15.12.11)
23-17	建設関係事業	第8回協議会(H15.10.24)	第11回協議会(H15.12.11)
23-18	上・下水道事業	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)
23-19	学校教育事業	第8回協議会(H15.10.24)	第11回協議会(H15.12.11)
23-20	コミュニティ施策	第8回協議会(H15.10.24)	第11回協議会(H15.12.11)
23-21	社会教育事業	第8回協議会(H15.10.24)	第11回協議会(H15.12.11)
23-22	情報公開制度	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)
23-23	その他事業	第9回協議会(H15.11.13)	第11回協議会(H15.12.11)
24	新市まちづくり計画	第3回協議会(H15.8.12)	第12回協議会(H15.12.24)



## ●協議概要

会議は、6件の議案と5件の報告事項が協議された。

「新市まちづくり計画について」では、平成15年12月11日に県知事から計画案について異議はないとの回答があり、県知事協議が終了し計画策定に係るすべての作業と手続きが完了したことが説明された。

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」では、いくつかの市町村から選挙区設置の考え方、議員特例関係の要請について再協議要望が出され、幹事会の一次協議、二次協議など慎重審議を重ねる中で各市町村から再協議に対する報告を受けたが、結果として当初調整方針案どおり承認するとの回答を各要請市町村から受け、当初案のまま提案していることが説明された。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、平成15年11月13日に開催された第9回協議会で提案し、各市町村持ち帰り協議されたが、各市町村からの意見もなく、前回と同様の調整方針案で提案していることが説明された。

「一部事務組合の取扱い(その2)について」では、平成15年11月13日の協議会提案の時点で調整方針案を絞りきっていない薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合の3つの一部事務組合の協議経過について、次のような説明があった。

薩摩東部地区合併協議会関係の2つの一部事務組合については、これら組合の管理者の方針として、協議開始からこれまで10カ月間、一貫して新市、新町での直轄の方針を言われてきたため、川薩地区法定合併協議会としても協議を整えるため新市の直轄事業とする方向で協議を進めてきたが、薩摩東部地区合併協議会がこれまでの直轄方針から一転して一部事務組合再編の方向に方針変更し、これまで調整してきた新市直轄方式と食い違いが出てきた。そこで、12月17日に1市7町市町長協議、12月22日に1市5町市町長協議等で協議調整を行ったが、調整方針の合意までには至っていない。串木野樋脇清掃組合については、委託方式か新市直轄方式で協議を進め、これまでの串木野市との協議の中で基本的に委託方式とすることで合意し、今後、串木野市と市来町との法定合併協議会が設置されてから、細部の協議に入ることとなっている。

以上のような協議状況を踏まえ、

- (1) 薩摩郡東部衛生処理組合については、構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。
- (2) 串木野樋脇清掃組合については構成団体である樋脇町について、合併の日の前日に当該組合を脱退、当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになるが、新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託する。
- (3) 川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべて事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。

などの調整方針が提案された。

なお、薩摩郡東部衛生処理組合、川薩地区介護保険組合については、調整方針を上記のとおりとしたが薩摩東部地区合併協議会と合意に達していないことから、今後も協議を進めるといふ協議方針としており、できるだけ早い時期に合意しなければならないため、今後、合意に達した場合はその調整結果について協議会へ報告することなどが説明された。

今村松男委員からは「新市の直轄事業という調整方針について、できれば、その後の新市、新町の発足後、速やかに新しい一部事務組合を設立してほしい」と要望があり、岩切秀雄委員（幹事長）が「新市、新町が誕生後、一部事務組合の設立について提案したが、受け入れられなかった経過がある。1月21日開催される薩摩東部地区合併協議会での提案がどうなるかも見極めたい」と回答した。

森園正堂委員からは「すべてを一部事務組合継続という薩摩東部地区の要請について、川薩地区としてはどのように対処されるのか。新市直轄方式の方針は今後も変わらないのか」と質問があり、「要請についての対応として、議案提案から2カ月以内の持ち帰り方式のシステムで考えると、時間的、日程的に難しい。合併協定書案の協議、住民説明会、調印式など、川薩地区の日程に重大な支障を来たすことが懸念される。また、本日までの首長会、法定協の議論の経過を考えると、現在の意思決定は覆せない」と事務局が回答した。

このほか、上野一誠委員と今村松男委員から「合意のない状態のままでの新市直轄方式の方針は、今後、一部事務組合の脱会、解散についての議会議決、調印議決後の新市移行手続きについて、県あるいは県議会の判断が心配される。後々に残る問題が山積するようであれば、慎重な判断が必要ではないか」、「このことについて、県当局として、どのような指導されたのか」などの質問があり、西中須浩一顧問（鹿児島県総務部地方課市町村合併室長）が「数カ月間、薩摩東部地区へは、施設の有効活用、住民生活への影響という観点から、ぜひ柔軟な対応をと要請してきた。軌道修正に時間がかかり、今こういう事態になっていると判断している。両方の合併協議会で十分調整をしていただきたい」と回答された。

福元忠一委員からは「直轄方式になった場合、入来町、祁答院町の、特に粗大ゴミ等については、搬送距離が長くなるという問題が生じる可能性があるため、住民の中に不安がないような対応策についても方針を示してほしい」と要望があった。岩切秀雄委員（幹事長）は「粗大ゴミの搬入が今までの宮之城から川内となると距離が遠くなり、住民サービスの低下となるので、それぞれの所に粗大ゴミの中継ステーションを作ることにより、従来よりもさらに住民サービスの向上につながる」と回答した。また、「新市まちづくり計画について」から「環境衛生事業（その2）について」の5件の議案についてはそれぞれ提案のとおり承認された。

「新市の名称について」では、平成15年11月26日開催の第10回協議会で提案された新市名称候補5点の中から各市町村が決定した名称を各市町村長が報告。川内市「薩摩川内市」、樋脇町「薩摩市」、入来町「川薩市」、東郷町「薩摩川内市」、祁答院町「薩摩市」、里村「薩摩川内市」、上甑村「薩摩川内市」、下甑村「川薩市」、鹿島村「薩摩川内市」という結果だった。1団体でも名称が違う場合は、54名の委員の挙手による採決としていたため、協議のための休憩後、「薩摩市」「薩摩川内市」「川薩市」の3名称について挙手を行った結果、過半数に達した「薩摩川内市」を、新市名称として決定した。

※採決結果

「薩摩市」	0票
「薩摩川内市」	48票
「川薩市」	6票

「住民説明会資料について」など5件の報告事項では、特に事務局体制について電算業務に係るシステム統合、本庁・支所間のネットワーク等の整備のため、川内市1名、樋脇町1名の2名を増員し20名体制とすることが報告された。

すべての協議、報告が終了し、森卓朗会長は「46項目の重要な合併協定項目について了承され、1月19日から62会場で住民説明会が開催される。新市名称も、『薩摩川内市』で決定をいただいた。これからも合併に向かって、まだまだ大きな山がいくつも来ようかと思うが、これまで1年間、委員の皆様が心を一つにして協議をし、ここまで来られたことは、皆様方のお力によるものである。いろいろと出された意見については、大切にし、合併してよかったと言われるような、まちにしていかなければいけない。最後まで意見が違ふことがたくさんあると思うが、お互い譲り合いながら、目標に向かってさらに前進をしたい」と述べた。

閉会后、新市名称決定により9市町村長の写真撮影が行われた。



# 祁答院地区で同一請求

## 5町住民発議手続き開始

入来町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町の住民が連携し二十五日、五町での法定合併協議会の設置を目指して同一請求による住民発議の手続きを始めた。

入来町、宮之城町の商業村田修三さん（七）、鶴田町の建設業平島祐一郎さん（六〇）、薩摩町の自営業米永幸夫さん（五）、祁答院町の商業高崎務さん（六〇）の計五人。現在、入来町の別の住民が同じ五町での法定協

設置を求めて本請求しており、福元忠二入来町長は対象の四町長に議会に付議するかどうか回答を求められている。一町長でも付議しなければ手続きは終了するが、今回の同一請求ではすべての対象自

治体は議会に付議しなければならぬ。同日、村田さんが代表で県庁を訪れ、請求内容の知事確認を得た。村田さんは祁答院地区と呼ばれる五町の歴史や生活・経済上のつながりを強調し、「市制施行もかない、住民のための理想的な町づくりができる。付議に

南日本新聞（H15年12月26日付け朝刊）

法的拘束力を持つ同一請求で五町合併に向けて万全の態勢でのぞむ」と語った。否決されれば住民投票も視野に入れているという。

今後、各町で有権者の五十分の一以上の署名収集、本請求、議会付議と手続きが進む見通し。

入来町、祁答院町の参加する川薩地区法定協（九市町村）は二〇四年十月十二日の合併を自指し二十四日、すべての合併項目の審議を終えた。宮之城町、鶴田町、薩摩町で構成する薩摩東部地区の法定協は〇五年一月十一日の合併に向けて協議中。

## 第13回協議会（H16.1.15） 46項目の合併協定書案を提案

第13回協議会は、平成16年1月15日、樋脇町内で開かれ、合併協定項目46項目についての確認事項を盛り込んだ合併協定書案が提案された。合併協定書案は各市町村に持ち帰り協議、1月29日開催の第14回協議会での協議を経て、2月19日の第15回協議会で承認・調印した。

第13回協議会ではこのほか、平成15年12月24日の第12回協議会で新市名称に決まった「薩摩川内市」の応募者792人の中から名付け親大賞、名付け親賞の抽選が行われ、名付け親大賞には川内市の川畑洋一さん、名付け親賞には川内市の柏木昌子さんら10名が選ばれた。名付け親大賞には賞状と10万円分図書券と地元特産品、名付け親賞には賞状と1万円分商品券（児童・



生徒の場合は図書券)と地元特産品を贈呈することとした。

また、「薩摩川内市」以外で最終5点に絞り込まれた「さつま市」「薩摩市」「さつま川内市」「川薩市」の応募者の中から、各5名ずつ計20名の優秀賞の抽選は平成15年12月24日の新市名称等検討小委員会で行われ、当選者には賞状と5000円分商品券(児童・生徒は図書券)と地元特産品を贈呈することとした。

## ●協議概要

会議冒頭、森卓朗会長があいさつの中で、薩摩東部地区合併協議会に関わる一部事務組合の取扱いについて薩摩郡東部衛生処理組合の管理者と協議した結果、薩摩川内市施行後に旧入来町と旧祁答院町の区域内の処理を東部衛生処理組合に委託すること、併せて付帯条件が要望されているが、これらについては、今後、協議をしていくこととしたこと、また、川薩地区介護保険組合については一部事務組合を継続することで合意したことが報告された。

会長あいさつの後、提案事項として合併協定書案が提案された。合併協定書案については案の概要と、平成15年12月24日開催の第12回協議会からの変更点として、一部事務組合の取扱いのうち薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町分を新市直轄とする協議方針を委託方式に、川薩地区介護保険組合については新市直轄の協議方針を一部事務組合の継続に、変更して提案していることが経過等を踏まえて説明された。合併協定書案については、各市町村持ち帰り、平成16年1月29日の協議会を経て2月19日の協議会で審議することとした。

上野一誠委員からは「付帯条件について委託期間は1年契約になるのか。または薩摩郡東部衛生処理組合の現有施設のある期間とするのか。この法定合併協議会の中で明確にしておく必要はないか」との質問があった。これに対して森卓朗会長は「委託期間について、現有施設が運転をする限り委託を続けてほしいという要望であるが、委託契約は単年度契約が原則であり、それを現時点において長期間にわたって約束するような文書、確認書、契約書などは新市の議会と市長の権限であり、私の今の立場で書けるはずはない。付帯条件については、関係市町と協議をしたいということでお互い持ち帰ることとした。委託方式とすることについては、両方合意したので、本日はこういう形で提案した」と回答され、西中須浩一顧問(鹿児島県総務部市町村合併推進室長)は「今後、両方の合併協議会で、その施設を有効に使う観点から、お互いの立場を検討いただき、解決策を見出していただければと思っている。しかし将来の問題についてはこうなると、県が確約をしているということはない」と回答した。

引き続き、新市名称として「薩摩川内市」に応募された792名の中から、名付け親大賞1名と名付け親賞10名が選定された。

報告事項として6件の報告があり、新市名称等検討小委員会が選定した優秀賞について、新市名称候補として提案された5点から、新市名称として決定された「薩摩川内市」以外の4点から、作品ごとに5名ずつ、合計20名について決定したことが報告された。